

新潟県へき地におけるオンライン診療普及支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、オンライン診療を活用し地域の医療提供体制を確保する市町村の取組に要する経費に対し、へき地におけるオンライン診療普及支援事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この補助金の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、へき地等医療資源の限られた地域で医療提供を行う医療機関においてオンライン診療を導入し、当該地域における医療提供体制確保を行う事業とする。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付対象者は、次の各号に定める事項をいずれも満たす市町村とする。

- (1) へき地診療所又はへき地医療拠点病院を運営する若しくは無医地区や準無医地区等の医師が少なく、医療アクセスが困難と認められる地域を有すること。
- (2) 補助事業実施年度以降においても、オンライン診療による地域の医療提供体制確保を継続する見込みであること。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金は、次の基準により交付するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

- 1 次の表の第1欄に定める基準額と、第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。ただし、補助事業の実施に当たり、寄附金その他の収入がある場合は、当該金額を対象経費から控除する。
- 2 1により選定された額に第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
677 千円	医療機関に設置するオンライン診療の実施に必要な次の機器の導入経費 パソコン、モニター、ウェブカメラ、スピーカーフォン、ビデオチャット用端末、電子聴診器等	2分の1

(交付の条件)

第5条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をする場合には、知事の承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付の目的の達成及び事業の能率的な遂行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められるときは、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は規則第19条に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (8) 補助事業を行うため締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (9) この補助事業にかかる補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(交付申請)

第6条 この補助金の交付を受けようとする者は、別記第1号様式による申請書に、事業計画その他の関係書類を添えて、知事の指定する日までに提出するものとする。

(交付の決定)

第7条 知事は、第6条の申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときはその決定の内容及びこれに付した条件を、交付しない旨の決定をした場合において必要があるときはその旨及び理由を、速やかに申請をした者に通知するものとする。

(変更申請)

第8条 第5条第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第2号様式による変更交付申請書を、変更しようとする日の15日前までに知事に提出するものとする。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第9条 第5条第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第3号様式による事業中止（廃止）承認申請書を、事業を中止し、又は廃止しようとする日の15日前までに知事に提出するものとする。

(事業の遂行が困難となった場合の報告)

第10条 第5条第3号の規定により知事の指示を求める場合には、事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書面を知事に提出するものとする。

(申請の取下げ)

第11条 規則第7条の規定による期日は、補助金の交付決定通知を受理した日から起算して15日を経過した日とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることがある。

(実績報告)

第12条 この補助金の事業実績報告は、補助事業完了後1カ月以内（第5条第2号により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1か月以内）又は交付決定日が属する年度の翌年度4月5日のいずれか早い日までに、別記第4号様式による報告書を知事に提出するものとする。

(補助金の額の確定等)

第13条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第5条第2号に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、申請をした者に通知するものとする。

2 知事は、補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

(補助金の支払)

第14条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、遅滞なく補助事業者に補助金を支払うものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 申請者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記第5号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

(取得財産の処分の制限)

第 16 条 規則第 19 条第 4 号及び第 5 号に規定する知事が定める財産は、この補助金により取得し、又は効用の増加した財産で、その取得価格又は効用の増加価格が 1 件 50 万円以上のものとする。

- 2 規則第 19 条ただし書に規定する知事が定める期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 20 年 7 月 11 日厚生労働省告示第 384 号）に定める処分制限期間とする。

- 3 規則第 19 条の規定による知事の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記第 6 号様式による財産処分承認申請書を知事に提出するものとする。

- 4 知事の承認を受けて財産処分を完了したときは、完了から 1 カ月以内に、別記様式第 7 号により知事に財産処分が完了した旨の報告を行うものとする。

(その他必要な事項)

第 17 条 この交付要綱に定めるもののほか、この交付要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 28 日から施行する。